

外国人患者受入体制の整備 (JMIP) について

1 JMIPとは

JMIP: Japan Medical Service Accreditation for International Patients

◆制度目的: 外国人が安心・安全に国際的に高い評価を得ている日本の医療サービスを楽しむことができる体制を構築する

◆認証機関: 一般財団法人日本医療教育財団

◆対象: 第三者機関による認証制度により医療施設機能が評価されている病院または健診施設

◆認証期間: 3年間

◆取得病院: 全国61病院 (平成31年4月3日時点)
都内21病院

玉川病院、NTT東日本関東病院、東京立墨東病院、荏原病院、
東京都立多摩総合医療センター、東京都立小児総合医療センター、
東京都立駒込病院、国立国際医療研究センター病院、大久保病院、
東京西徳洲会病院、佼成病院、久米川病院、豊島病院、岩井整形外科内科病院、
東京臨海病院、東京都立広尾病院、国際医療福祉大学三田病院、
東京都済生会中央病院、虎の門病院、東京高輪病院、武蔵野徳洲会病院

2 受審の流れ

- ① 受審申込～契約締結
 - ・訪問調査希望月の4ヶ月前以上前に申し込み
- ② 書面調査
 - ・訪問調査希望月の2ヶ月前の1日までに提出
- ③ 訪問調査
 - ・2日間かけて実施
- ④ 中間結果報告
 - ・訪問調査後1.5ヶ月で送付
 - ・必要に応じて補充的調査の実施
- ⑤ 審査結果通知

※⑤の審査の結果「認証留保」となった場合には、「改善要望書」が送付される。改善の後、再審査が受けられる。

3 評価項目及びスケジュール

◆主な評価項目

評価項目	主な対応
1 受入れ対応	
外国人患者に関する情報と受入れ体制	外国人患者受入のマニュアル(通訳の依頼手順や会話集の使用方法等を記載)がある
医療費の請求や支払に関する対応	概算費用や支払方法を理解可能な言語で通知する方法がある
2 患者サービス	
通訳(会話における多言語対応)体制の整備	通訳サービスを提供するためのマニュアル(院内・院外の通訳連携先を記載)がある
翻訳(文書での多言語対応)体制の整備	翻訳を実施するためのマニュアル(翻訳対応先等を記載)がある
院内環境の整備	院内案内図や院内設備の説明を日本語・外国語で表示している
患者の宗教、習慣の違いを考慮した対応	宗教、習慣等について外国人患者から必要な情報を入手する方法(口頭や翻訳帳票)がある
3 医療提供の運営	
外国人患者への医療提供に関する運営	診療、検査結果等を理解可能な言語で説明する方法(口頭や翻訳帳票)がある
説明と同意(インフォームドコンセント)	治療方針や内容を理解可能な言語で説明する方法(外国語で記載された説明文書を利用)がある
4 組織体制と管理	
外国人患者対応の担当者または担当部署の役割	担当者や担当部署の役割や業務内容を記載したマニュアルがある
安全管理体制	外国人患者に関する事項をきめた医療安全管理委員会の規程がある
5 改善に向けた取り組み	
院内スタッフへの教育・研修	外国人患者対応の研修実施や、院外セミナー等での情報収集を行っている
外国人患者の満足度	満足度調査や意見箱で外国人患者の意見を収集することが可能である

◆JMIP受審スケジュール(予定)

	平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020
都立病院	広尾	申込	受審
	大塚	申込	受審
	駒込	申込	受審
	墨東	申込	受審
	多摩	申込	受審
	神保	申込	受審
	小児	申込	受審
公社病院	松沢	申込	受審
	大久保	申込	受審
	荏原	申込	受審
	豊島	申込	受審
	東部地域	申込	受審
	多摩南部	申込	受審
	多摩北部	申込	受審

※広尾病院は平成28年度に既にJMIP取得済み。認証期間3年間のため、令和元年度に再受審。